

「広告表示等に関する問い合わせ・相談受付状況」

当協議会には、新聞・チラシ広告、テレビCM等の広告の作成やプライスボード、価格表等の作成に関する相談が、会員事業者の他、広告代理店や新聞社、情報誌社などの広告関係事業者からも数多く寄せられ、その内容も様々なものとなっています。

当ページでは、その月に寄せられた内容を分析し、受付状況やその月に多く見られた事例などを、公開しております。

また、多くみられる広告表示についての事例につきましては、「[広告表示・景品提供に関するFAQ-会員・広告関係事業者の方々へ-](#)」にまとめておりますので、広告等を作成する際の参考にして下さい。

相談受付件数

平成25年12月に受け付けた相談は192件でした。車種別の内訳は、新車関係103件、中古車関係68件、内容別の内訳は、表示関係142件、景品関係17件でした。

	新車関係	中古車関係	新・中以外	計
	103	68	21	192
表示関係	87	55	0	142
景品関係	10	2	5	17
その他	6	11	16	33

相談者内訳

相談者の内訳としては、「広告代理店等」が61件と最も多く、次に「自動車関係団体」が46件となり、合わせて全体の約56%を占めています。

	新車関係	中古車関係	新・中以外	計
広告代理店等	39	18	4	61
メーカー系ディーラー	23	4	0	27
自動車関係団体	22	18	6	46
中古車情報誌社	0	12	5	17
中古車専門店	1	9	1	11
メーカー	11	4	2	17
新聞社	6	1	0	7
テレビ・ラジオ局	0	1	0	1
その他	1	1	3	5

新車関係

◆表示関係の相談内訳

12月は「広告表現・企画の可否」に関する問い合わせが26件で全体の約30%を占めています。また、個別の項目でみると「広告表現の可否」に関する問い合わせが最も多く、その内容は主に消費税率引上げに関する問い合わせです。

項目	件数	項目	件数
①価格の表示	20	④下取関係	1
表示方法	7	⑤税金・諸費用	20
値引き表示	2	税金	17
割賦・リース	6	諸費用	2
その他（価格）	5	その他（税金・諸費用）	1
②リサイクル料金	1	⑥広告表現・企画の可否	26
③特定事項の表示	18	広告表現の可否	21
燃費	13	企画の可否	2
安全・環境	4	抽象的な問合せ	3
写真・イラスト	1	⑦その他	1
		合計	87

◆景品関係の相談内訳

項目	件数	項目	件数
総付景品(もれなく)	5	オープン懸賞	1
一般懸賞(抽選等)	2	抽象的な問合せ	2
		合計	10

★今月のポイント★ 今回は、「登録が間に合わないため、消費税率8%が適用される可能性がある場合の対応」に関する事例を紹介します。

問い合わせ内容

広告の出稿時点では3月中の登録が間に合う予定ですが、生産状況等によっては間に合わなくなってしまう可能性がある場合、表示する価格は「消費税率5%に基づく価格」のみで良いですか？

問い合わせへの回答

「消費税率5%に基づく価格」を表示することもできますが、消費税率8%が適用される可能性がある場合は、消費税率に関する消費者の誤認を防止するため、必ず、以下の付記説明を明瞭に表示してください。

（売上計上日を登録（届出）日としている販売店の場合の表示例）

- ・消費税率5%に基づく税込価格を表示している旨
- ・登録（届出）が4月以降となった場合は、消費税率8%に基づき改めて精算させていただきます旨

詳細については、[「消費税率の引き上げに伴う価格表示方法等の対応の手引」](#)をご参照下さい。

中古車関係

◆表示関係の相談内訳

12月は「必要表示事項の表示」に関する問い合わせが19件で全体の約35%を占めています。次に、「価格の表示」や「広告表現・企画の可否」に関する問い合わせが寄せられています。

項目	件数	項目	件数
①価格の表示	10	③特定の車両状態	1
表示方法	4	④特定事項	1
値引き表示	3	最上級	1
支払い総額	1	⑤おとり広告	1
その他(価格)	2	⑥下取・買取関係	2
②必要表示事項の表示	19	⑤税金・諸費用	2
走行距離数	3	税金	2
仕様区分	1	⑥品質評価	1
車検証の有効期限	1	⑦広告表現・企画の可否	12
保証の有無	6	広告表現の可否	8
整備実施状況	2	企画の可否	1
修復歴の有無	1	抽象的な問合せ	3
塗色	2	⑧その他	6
必要表示事項全般	3	合計	55

◆景品関係の相談内訳

項目	件数	項目	件数
総付景品(もれなく)	1	一般懸賞(抽選等)	1
		合計	2

★今月のポイント★ 今回は、「消費税率8%に基づく価格への切替えが間に合わない場合の対応」に関する事例を紹介します。

問い合わせ内容

展示車両の台数が非常に多いため、4月1日時点で消費税率8%に基づく価格への切替えが間に合わない車両が発生する可能性がある場合、どのように対応したら良いですか？

問い合わせへの回答

価格の切替えが物理的に困難な場合、ごく短期間であれば「消費税率5%に基づく価格」のままでも止むを得ませんが、消費税率に関する消費者の誤認を防止するため、以下の内容を、展示車1台毎にPOP等で表示する、または、展示場の複数箇所にポスター等で表示する等、確実にお客様の目に付く方法で表示してください。なお、4月以降は速やかに消費税率8%に基づく価格に切替えてください。

(売上計上日を登録(届出)日としている販売店の場合の表示例)

- ・消費税率5%に基づく税込価格を表示している旨
- ・登録(届出)が4月以降となった場合は、消費税率8%に基づき改めて精算させていただきます旨

詳細については、「[消費税率の引き上げに伴う価格表示方法等の対応の手引](#)」をご参照下さい。